

★滝野川東地域振興室

☎3910-0131 休務日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始

地域コミュニティ活動の支援をする事務所です。
簡単な打合わせや印刷などができますのでご利用ください。

●活動コーナー・会議室

- ・利用対象者：登録団体
(詳しくは滝野川東地域振興室までお問い合わせください。)
- ・使用料：無料(ただし、印刷機、コピー機等の利用は実費負担)

★滝野川老人いこいの家

☎3915-5545 休館日：月曜日・年末年始

高齢者(区内在住60歳以上)の方の憩いの場としてご利用いただける施設です。

無料でお風呂・マッサージ器・電位治療器・囲碁・将棋・介助浴室(付添必要)などが楽しめます。

ご利用に際しては、老人いこいの家利用証をお持ちください。
初めてのご利用の際は、健康保険証など住所、氏名、年齢がわかるものを持参し、利用証の交付を受けてください。

★ぶらっとほーむ滝野川東

☎5974-2540

高齢者の皆様が、住み慣れたまちで元気に自立した生活が送れるように仲間づくり、健康づくり、いきがづくりを応援する施設です。

※詳しい内容については施設へお問い合わせください。

★滝野川東児童館

☎3910-0886

●児童の健全育成を目的とする行事などを行っています。

※詳しい内容については施設へお問い合わせください。

お願い

- *自動車でのご来館はご遠慮ください。
- *火気には十分注意し、必ず安全を確認してください。
- *館内の秩序を乱したり、乱すおそれのある場合は入館を禁じたり、退館していただく場合があります。
- *施設の破損があった場合は、速やかに係員に申し出てください。
- *ごみは各自お持ち帰りください。
- *その他不明な点は係員におたずねください。

施設概要

●開設 平成9年8月4日

- ・敷地面積 1,239.32 m²
- ・延床面積 2,816.31 m²
 - 滝野川東ふれあい館 543.04 m²
 - 滝野川東地域振興室 275.88 m²
 - 滝野川老人いこいの家 610.30 m²
 - ぶらっとほーむ滝野川東 197.42 m²
 - 滝野川東児童館 497.41 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)

案内地図



滝野川東区民センター

●交通

- ・JR「王子駅」(南口)下車 徒歩13分
- ・都バス/王子駅前から池袋駅東口行きで「滝野川二丁目」下車 徒歩5分
- ・都電/王子駅前から早稲田行きで「滝野川一丁目」下車 徒歩3分


北区立

滝野川東 区民センター



ごあんない

- ★滝野川東ふれあい館
- ★滝野川東地域振興室
- ★滝野川老人いこいの家
- ★ぶらっとほーむ滝野川東
- ★滝野川東児童館

 東京都北区立滝野川東区民センター
〒114-0023 東京都北区滝野川1丁目46番7号

☎5974-2266 (滝野川東ふれあい館)
☎3910-0131 (滝野川東地域振興室)
☎3915-5545 (滝野川老人いこいの家)
☎5974-2540 (ぶらっとほーむ滝野川東)
☎3910-0886 (滝野川東児童館)

★滝野川東ふれあい館

☎5974-2266 休館日：年末年始

集会コーナー

集会や会議、趣味の会合などにご利用ください。

●使用申込

ご使用になる日の3か月前から受付します。(区外の方は2か月前)直接ふれあい館事務室(センター1階)においてになり、備えつけの「使用申請書」によりお申込みください。

●施設及び使用料

区内の方と区外の方で使用料が異なります。(別紙参照)

※北区民の方は申請時にご本人のお名前・住所が確認できるもの(免許証・保険証等)が必要となりますので、恐れ入りますがご持参いただきますようお願いいたします。

*使用料は申込時に前納していただきます。

*規則により、使用料の免除・減額のできる場合があります。(この場合は印かんが必要です)

*当日他に使用申込みのない場合に限り使用延長できます。超過時間1時間未満(30分未満は切り捨て)のときは規定使用料の2割、1~2時間未満は5割、2~3時間未満は8割となります。

*第2・第3・第5和室は夜間のみ集会コーナーになります。

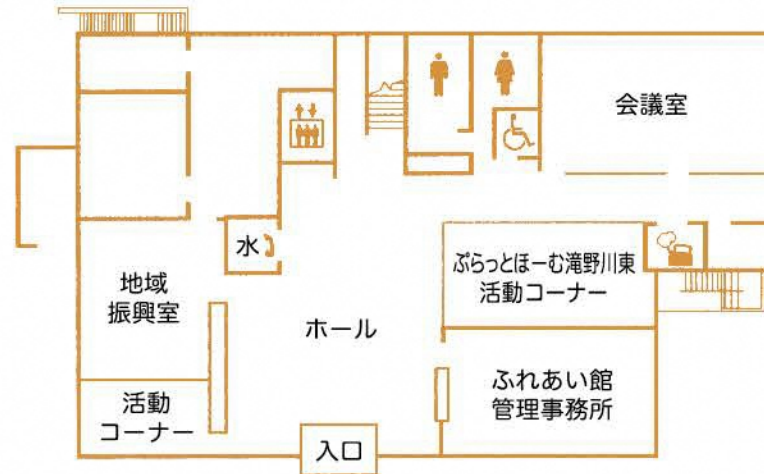
●使用上の注意

1. 使用開始前に必ず「使用承認書」をふれあい館受付にご提示ください。
2. 使用者が「使用承認書」を他人に譲渡したり、転貸することは禁止されています。
3. 物品の陳列、販売その他営利を主な目的として使用することは禁止されています。
4. 使用時間には、準備と後片付けの時間も含まれますのでお守りください。
5. 使用目的以外に使用したときは退室していただく場合があります。
6. 使用者は、使用を終了したときはすみやかに設備を原状に戻して係員の点検を受けてください。
7. 使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たときは、使用料の5割を還付いたします。

施設案内図

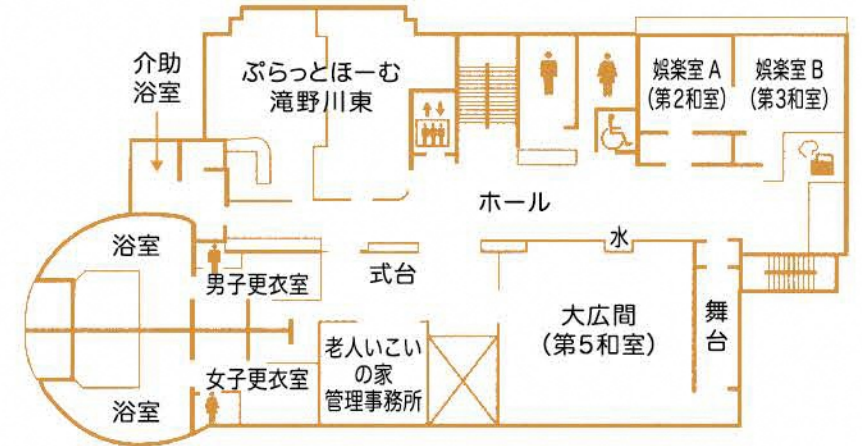
1階

●滝野川東地域振興室・その他



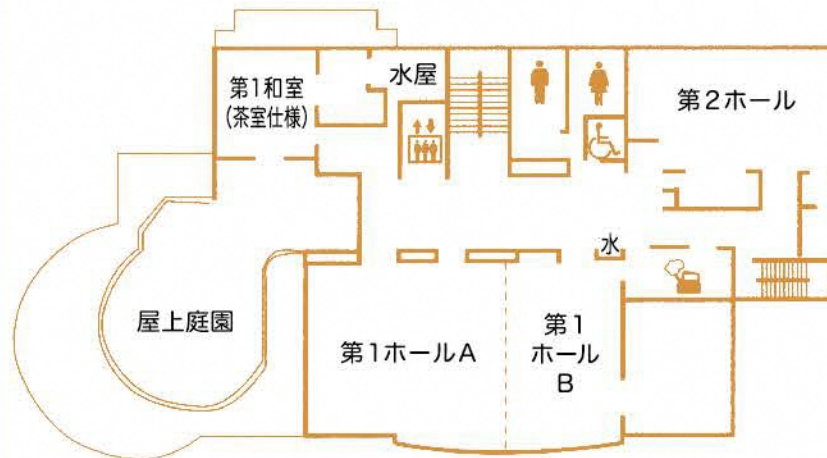
2階

●滝野川老人いこいの家
●ぷらっとほーむ滝野川東



3階

●滝野川東ふれあい館



4階

●滝野川東児童館

